

入 札 説 明 書

那覇市 都市みらい部 公園管理課

下記業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるものの他、本書によるものとする。
本書を熟読の上、必要な手続きを行うこと。

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名： 令和7年度公園台帳作成業務
- (2) 履 行 場 所： 市内一円
- (3) 履 行 期 間： 着手の日から令和8年3月31日
- (4) 業 務 概 要： 都市公園法第17条の規定に基づく公園台帳作成

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 配置技術者は次の要件を全て満たすこと。
 - ①管理技術者を開札日において配置できること。
 - ②管理技術者は、次の資格を有すること。
 - ・基本情報技術者
 - ③管理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
- (7) 沖縄県内に本店を有する事業者

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間に資格審査申請書(第1号様式)を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期間: 令和8年1月5日(月)17時から令和8年1月16日(金)17時まで
- (2) 提出方法: 那覇市役所9階の公園管理課まで持参すること

4 入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条により免除する。

(2) 入札

- ① 入札参加者は、入札書(第3号様式)に必要事項を記入し、記名押印するものとする。
また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。
- ② 入札書は持参により提出すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状(第4号様式)を持参し、当該入札の前に提出すること。
- ④ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること
- ② 入札書は、封書にして提出すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状(第4号様式)の提出がない場合は入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- ④ 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は無効とする

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑦ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
- ⑧ 虚偽の記載がされた入札
- ⑨ 談合その他不正の行為があった入札

(5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

5 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

- ① 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順に順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札候補者は、応募時に提出した一般競争入札参加資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を、第5号様式を表紙として、必要資料をファイリングし、持参により期限までに提出しなければならない。

(2) 入札参加資格審査

- ① 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ② 落札候補者について入札参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知書をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。
- ③ 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札資格がないと認められた場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(3) 入札参加資格不適格者に対する説明

- ① 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。
 - ア 申立期限: 入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)とする。
 - イ 申立方法: 説明申立書(様式自由)を那覇市公園管理課まで持参すること。
- ② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対して書面をもっておこなう。
- ③ ①、②の説明申立は落札者の決定を妨げることができないものとする。

(4) 契約締結時期

契約締結時期は落札者決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、契約に係る担当者が特に指示したときは、この限りでない。

6 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は公園管理課ホームページに掲載する。
- (4) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (7) 提出期限以降における資格確認申請書及び資格確認資料は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。

7 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号(本庁舎9階)
那覇市 都市みらい部 公園管理課 管理グループ(担当:沖井)
TEL:098-951-3239 FAX:098-951-3206